### 群馬県知事選挙

●投票日 7月23日 7:00~20:00 (告示日 7月6日金)

●期日前投票・不在者投票 8:30~20:00 7月7日金~22日生 コミュニティーセンター1階和室

平成17年7月24日以前に生まれた人で令和5年4月5日以前に町に転入手続きをし、引き続き町の住民基本台帳に登録されている人 ※県内の他市町村に転出した人は、投票所が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ▶投票所入場券

入場券を世帯ごとに発送しました。投票所に持参してください。紛失した場合は運転免許証などを持参してください。

### ▶第6投票所が変更

第6投票区の投票所は、上中町集落センター(大久保1517)に変更となりました。

### ▶問い合わせ先 町選挙管理委員会 26-2240 (直通)



マホやパソコンに 防災・防犯情報や くらしの情報など が配信されます。



### https://service.sugumail. com/voshioka/

URLを入力または二次元バーコード を読み取ってください。

### テレビリモコン [d] ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、 町が発信する防災情報などを見るこ

また、群馬テレビのデータ放送で は、町からのお知らせなども掲載して

> 問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

## 被保険者証

定されます。

通常、 被保険者証の更新 期

027.256.7171

合

**凒の住民税課税所得により判** 負担割合および所得区分は同 世帯の被保険者の令和5年 令和6年7月末までの自己

意思表示欄があります。

器提供意思表示欄(任意)

被保険者証裏面に臓器提供

提供意思のある人はご記入

住民課 保険室 県後期高齢者医療広域連 26 2 2 4 9 ▼問い合わせ先 ください。

## 負担限度額 医療費の自己負担割合・自己

送します 棄してください。紫色の い被保険者証を7月中に 新 ません。保険室へ返却するか い色の被保険者証は**使用でき** 

※色になります。

8月以降、今までのだいだ

付する場合があります。

さら

特別な理由がないのに納

効期間の短い被保険者証を交

納状況により、通常より

有

だいだい色)が8月1日から

(期高齢者医療被保険者証

は

1

年間ですが、保

険料

場合があります。 なる「資格証明書」を交付する 医療費がいったん全額負担 付状況が改善しないときは

## 高齢 者医療制度に 関 するお知らせ

保険証が更新されます



### 自己負担割合、所得区分および自己負担限度額

負担割合	所 得 区 分		自己負担限度額(月額)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	世帯にいる 被保険者の 住民税課税所得	【現役並み所得者Ⅲ】 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円】※1	
		【現役並み所得者Ⅱ】 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※1	
		【現役並み所得者 I 】 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※1	
2割	【一般 I】 ①世帯に被保険者が1人 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+ その他の合計所得金額が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+ その他の合計所得金額が320万円以上		「18,000円」または 「6,000円+ (医療費-30,000円) × 10%」のうち、いずれか低い金額 (年間上限144,000円)	<b>57,600円</b> 【多数回44,400円】※ 1
1割	【一般 I 】 上記以外の住民税課税世帯		18,000円 (年間上限144,000円)	
	【低所得者Ⅱ】 世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)		8,000円	24,600円
	【低所得者 I 】 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下 かつ、その他の所得※2がない			15,000円

- ※1 過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から限度額が下がります。
- ※2 給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した所得金額

### お気軽にご相談ください人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付で、法務大臣から小谷野浩さんが委嘱されました。任期は3年です。 人権擁護委員は、法務局と連携して相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、関心を持っていただけるよう人権啓発活動に尽力されています。

毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

よろしくお願いします 新任 小谷野 浩さん (下野田) 令和5年7月1日付 ありがとうございました 退任 世古 浩貴さん (下野田) 令和5年6月30日付

られます。

ると次の表の負担軽減が受け定証を医療機関窓口に提示す適用・標準負担限度額減額認

手続きをしてください

なる可能性がある人は、

申

請

入院などで支払いが高額に

▶問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)

7月31日です

在の認定証の有効期限は

限度

(額適用認定証、

限

度

額

住民課

保険室

### 後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則 として75歳以上の人が加入する 健康保険制度です。

ただし、障害認定に該当する65歳~74歳の人も、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望する場合は、保険室 窓口にご相談の上、申請してくだ さい。

いったん加入しても、いつでも 撤回することができます。**ただし、** 過去にさかのぼっての撤回はで きません。

### 障害認定該当の障害等級

- ■国民年金法などの障害年金1・ 2級
- ●身体障害者手帳1~3級、なら びに4級のうち、次のいずれか に該当する人
  - ①音声、言語機能の著しい障害 ②両下肢の全ての指を欠く
  - ③一下肢の下腿2分の1以上を欠く
  - ④一下肢の機能の著しい障害
  - ⑤両下肢全体の機能障害で、 一下肢の機能の著しい障害 と同程度
- ●精神障害者保健福祉手帳1·2級
- ●療育手帳A判定

申請・問い合わせ先 住民課 保険室 ☎26・2249(直通)

### 限度額適用認定証など

31日に使用できる認定証を被

8月1日~令和6年7月

も所得区分が変わらな

い人に

の交付を受け、令和5年度ただし、令和4年度に認定

保険者証に同封します。

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み I・I	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自 己負担限度額まで抑え られます。
非課税世帯	限度額適用・ 標準負担限度 額減額認定証	医療費の窓口負担が自 己負担限度額まで抑え られ、入院時の食事代も 減額されます。

☎027·256·7171 県後期高齢者医療広域連合 ☎2·2249

▼問い合わせ先



後期高齢者医療保険制

度

度額適用認定証

など

保険料率

均等割額	45,700円
所得割率	8.89%
賦課限度額	66万円

**☎**26·2249 **間い合わせ先** 

軽減制度は次の表のとおりです。令和5年度の均等割額の決まる「所得割額」の合計額で「均等割額」と、所得に応じて「均等割額」と、所得に応じて被保険者が等しく負担する被保険者が

### 均等割の軽減

軽減割合	軽減 該 当 条 件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ — 1)」以下
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ — 1)」 +29万円×(世帯の被保険者数)」以下
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ — 1)」以下 +53万5千円×(世帯の被保険者数)」以下

※「10万円×(年金・給与所得者の数・1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人



後期高齢者医療保険料



### 2月28日までにマイナンバーカードの申請

令和5年2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人はマイ ントを受け取れます。 人に対する交付通知書 (はがき) の送付は完了しています。

**通知書が届いている人**は、住民課までマイナンバーカ--ドの受け取りに来てください。

交付通知書が届いていない人は、住民課までご連絡・ご確認ください。

※受け取りの際は、交付通知書の他に**本人確認書類**を持参してください。



▲詳しくはこちら

問い合わせ先

マイナンバーカードについて マイナポイントについて

住民課 住民環境室 企画財政課 企画室

☎26-2244(直诵)

☎26-2241(直通)

る人へ、申請により補助金を

## 人間ドックの受診を希望す (間ドック受診に補助

健康の保持・増進のため

ドックおよび脳ドックです。 間ドックへの補助金を受ける ※町の健診を受けた場合、人 は、町の健診を受けましょう。 ※人間ドックを受診しない人 交付しています。 ことはできません。 日帰り人間ドック、1泊人間 対象となる人間ドックは、

## 国民健康保険(国保)加入者

俊期高齢者医療保険加入者 している人

## 完納している人

は支払った金額まで ※健診料が2万円以下の場合 **▼助成金額** 2万円

受診日現在、1年以上国保の 申請日時点で国保税を完納 被保険者で、30歳以上の人

り、後期高齢者医療保険料を 受診日現在、町に住所があ

• 医療機関 ご自身で選定

### ▼申請方法

もの)の写し

### ▼受診期間

※令和6年3月中に受診した 令和6年3月3日圓 令和6年4月1日原 ▼申請期限 人は、あらかじめ申請期限内

対象期間は令和5年7月分

できません。

☆26・2249(直通 住民課 保険室 ▼申請・問い合わせ先



余

室に持参してください。 受診後、左記のものを保険 人間ドック健診料の領収書

通帳など(振込先が分かる

令和5年4月1日生~

令和6年4月30日必までに追 場合、補助金を受けることは ※申請期限までに申請がない 加で持参してください。 に申請し、健診結果通知表は

▼相談・問い合わせ先

早めの納付をお願いします。 ※納付義務者は被保険者本

し押さえることがあります。

負う配偶者および世帯主で

人、連帯して納付する義務を

健診結果(一式)

**猶予制度**があります。窓口で には、保険料免除制度や納付 書は窓口にあります。 手続きをしてください。申請

がある人は、一度ご相談くだ を忘れていたために未納期間 が困難になったものの、申請 により保険料を納付すること 除申請が可能です。失業など 2年1カ月前の月分まで免 令和6年6月分です。

渋川年金事務所 国民年金課

☎26.2249(直通

# 7月3日<br /> 側から<br /> 受け付け<br /> 開始

# 民年金保険料免除等の申請

ります。 が受けられなくなる場合があ 障害基礎年金や遺族基礎年金 で、万が一、障害や死亡といっ た不慮の事態が発生すると、 保険料が納め忘れの状態

保険料の納付が困難な場合

クレジットカードで納付

で納付

インターネットなどで納付

□座振替

内を行っています。 面、面談などで早期納付の案 しない人に対して、電話、 金保険料を納期限までに納付 日本年金機構では、国民 年

納付義務のある人の財産を差 は、延滞金を課すだけでなく、 期限までに納付が無い場合 状)を送付します。指定された 合、納付を督促する文書(督促 未納のまま放置された場

険料は、月額16,520円で

令和5年度分の国民年金保

|民年金保険料は納付期限

▼納付方法

金融機関・郵便局・コンビニ